

生命倫理学・ジェンダー論の立場から

○柳原良江（東京電機大学）

近年、多様な属性を持つ人々が「第三者の関わる生殖技術」を利用し子を得ている。本報告では中でも「代理出産」に焦点を当て、その歴史的背景を俯瞰した上で、現状で生じている問題と、文化的背景について説明する。

1. 「代理出産」の歴史的経緯

契約のもと他者に子を産ませる「代理出産」は、新しい習慣ではない。性交を用いる「代理出産」は、古くは聖書にも描かれ、日本を含め東アジアでは 20 世紀半ばまで存在していたが、近代化により消失した。一方 1976 年に米国人弁護士が、性交ではなく生殖技術を用いた「契約妊娠」を「代理出産」と名付けて売り出すと、欧米先進国を中心に、同様のサービス（商品／業務）が普及していった。

90 年代に米国 CA 州で、精子・卵子の持ち主や妊娠する女性ではなく、「子を持つ意思のある人」を親と認定される判例が生じて以降、異性カップルはもとより、独身者や同性カップルにも普及していった。その後、代理出産市場は世界的に拡大し、現在ではその多くが、多様な国に住む人々の身体、配偶子を用いる「多国籍代理出産」の形態を取る。中でも貧困国の女性を代理母とする「生殖アウトソーシング」が人気である。

2. 日本の変遷

1991 年、東京に日本人向けの代理出産斡旋業が開業し、米国人女性を用いる商業代理出産が普及しはじめた。2000 年代に入ると、国内で姉妹や母親を用いた無償代理出産も行われるようになった。ただし国内の代理出産は、実施主体であった諏訪マタニティクリニックの根津八紘医師が、家族間トラブルの深刻化を理由に 2008 年に姉妹間の実施を、母子間も 2014 年 1 月の出産例を最後に中止している。以降、日本人が関わる代理出産は、日本人が他国に住む女性を利用するか、日本人が他国の富裕層の代理母となる、商業代理出産のみである。

代理出産の依頼者は、代理出産普及と共に多様化している。日本では 2000 年代後半から、独身者（男性・女性問わず）が、商業代理出産・卵子提供（+時には精子提供）を利用した代理出産事例も散見されている。さらに 2016 年から、男性カップルを対象として、商業代理出産を勧める動きが生じている。

3. 代理出産市場に対する法整備

代理母や、代理出産で生まれる子は、様々な問題に晒されている。たとえば代理母は、自らの意思に反して中絶術を受けさせられる場合がある。障害児が生まれれば、引き取りを拒否する依頼者がいる。売れ残った子が闇市場で売買されることもある。2000 年代以降、子供の被る問題が顕在化したことから、2015 年より順次、南／東南アジアの国々や、メキシコ、イスラエルが、外国人による代理出産を禁止した。現在、商業代理出産市場は旧ソビエト連邦の国家やアフリカに移動している。一方、米国の特定の州や欧州など富裕層の多い地域では、現地のフェミニストらの反対を押し切る形で、今も商業的代理出産の合法化が進められている。

4. 近代家族の構築

近年、代理出産は「家族形成の権利」で語られる。そこで依頼者が目指すのは、性愛と遺伝で排他的に結ばれた近代家族である。代理母と親密だった依頼者も、子を得た後は彼女を遠ざけ、近代家族の完成を目指す。生まれる子に懸念される社会・心理的リスクは、近代家族の持つ愛情で解決できると信じられる。ただし、実際に生まれた人たちの言葉は、彼らの困難が、「愛情」で解決される種のものではないことを示している。

一部の人々は代理出産に多大な希望を抱く。もはや性別や年齢など、近代家族形成を規定してきた身体に囚われず、誰でも確実に、型どおりの近代家族を獲得できるからである——彼らに経済力が伴ってさえいけば。